

不祥事を根絶するために

生徒が生き生きと学校生活を送るためには、安全・安心の確保が重要であり、学校は最大限の努力をしなければならない。生徒の学校生活の円滑なサポートのため、我々教職員は以下の点に注意し、指導・支援を行ってまいります。

生徒の個別指導に関すること

- (1) 電話やメール、SNS 等による私的なやりとりはしない。
- (2) 個々の面談については、できるだけ複数人で対応する。入口の扉を開けるなど密室の状態を作らないようにする。複数人での対応が難しい場合は、学年主任等へ事前に連絡をし、終了時の報告も行う。
- (3) いつでも相談できる相談窓口等（ICT 活用含む）を用意し、生徒や教職員から話しやすい環境を整備する。

個人情報に関するもの

- (1) 個人情報を含むものは、原則持ち出しをしない。やむを得ず持ち出すときは、管理職に了承をもらい、文書等帯出確認票に記入する。また、返却時も文書等帯出確認票に記入する。
- (2) 複数人にメールを送る際は、BCC を使用する。また送信の際は、複数人で確認する。

公金の取り扱いについて

- (1) 集金を行う際は、複数人でチェックを行い、適正に管理する。
- (2) 会計簿や領収証等は、いつでも確認できるよう整理しておく。
- (3) やむを得ず、現金を保管する場合は、指定の金庫を利用する。

学校の環境整備や校内体制に関するもの

- (1) 校内の危険個所を把握し、清掃や整理整頓に努めるとともに、定期的な見回り等を実施する。
- (2) 研修の充実に努め、問題意識の高揚を図る。
- (3) 不祥事根絶のチェックリストを作成・実施し、問題意識を常に持てるようにする。
- (4) 生徒や教職員について何か異変を感じたときは、他の教職員と情報を共有し、複数人で対応に当たる。
- (5) 生徒や教職員に係る法律を理解し、生徒や教職員を全体で守る意識を育てる。

令和6年9月6日

茨城県立竜ヶ崎南高等学校長 須藤 一道